

【協議】

宇治市公共交通体系基本計画の策定について

1. 宇治市公共交通体系基本計画について

(1) これまでの取り組み状況

本市では、これまで全市的な公共交通の利用促進を図るとともに、バス路線の休廃止となった地域においては、市民・事業者と協働した「宇治市のりあい交通事業」を創設し、既存公共交通の維持や地域の交通手段確保に努めてきました。

しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少、交通ニーズの多様化などの社会情勢の大きな変化に伴い、移動が困難な方の増加が見込まれ、これまで以上に交通手段の確保が課題となっています。

(2) 宇治市公共交通体系基本計画とは

これまでの公共交通の状況や、社会的なニーズの変化を踏まえ、今後の公共交通における市民、交通事業者、そして行政の役割を明確にするとともに、全市的な本市の持続可能な交通体系についての基本的な考え方を整理し、具体的な施策へと展開していくための「公共交通体系基本計画」を策定することとしました。

(3) 計画の策定手法

宇治市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において、宇治市地域公共交通会議設置規程（第3条第1項第2号）に基づき、宇治市公共交通体系基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する必要な協議を行います。

また、協議を積極的、専門的に進めるため同設置規程第8条に基づき、交通会議に専門部会を設置いたします。

専門部会での計画（案）を含めた協議内容については、交通会議へと随時報告を行いながら、行政による市民へのパブリックコメントを踏まえ、計画を策定することといたします。

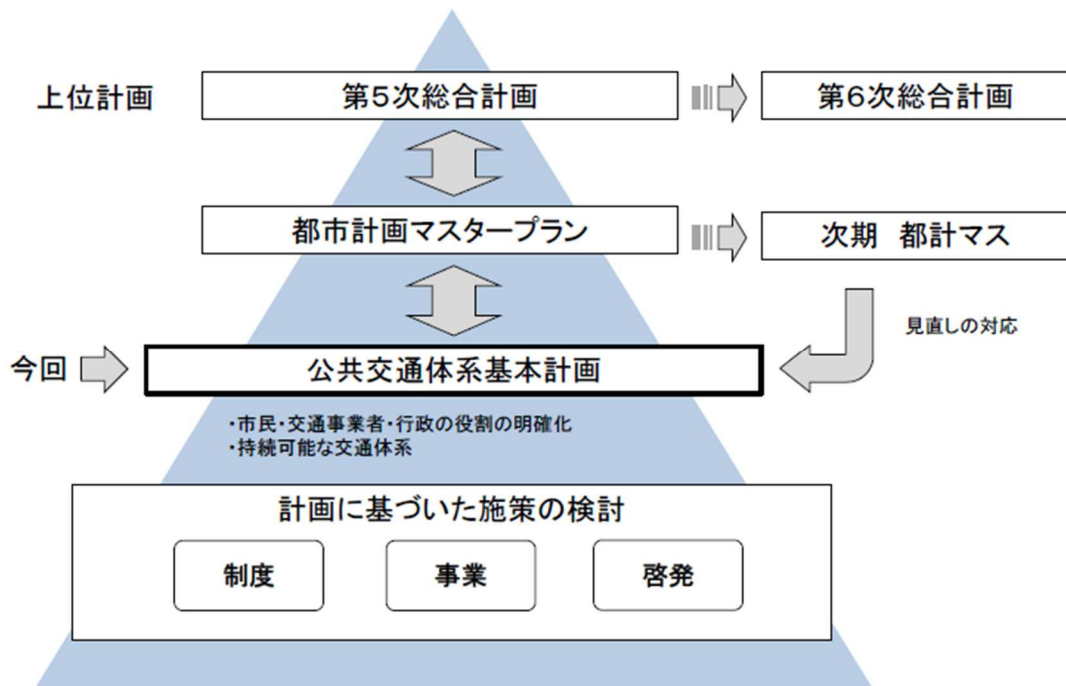
庁内関係課で構成する「庁内検討会」を設置し、交通会議と連携して計画の策定に向けた検討を行います。

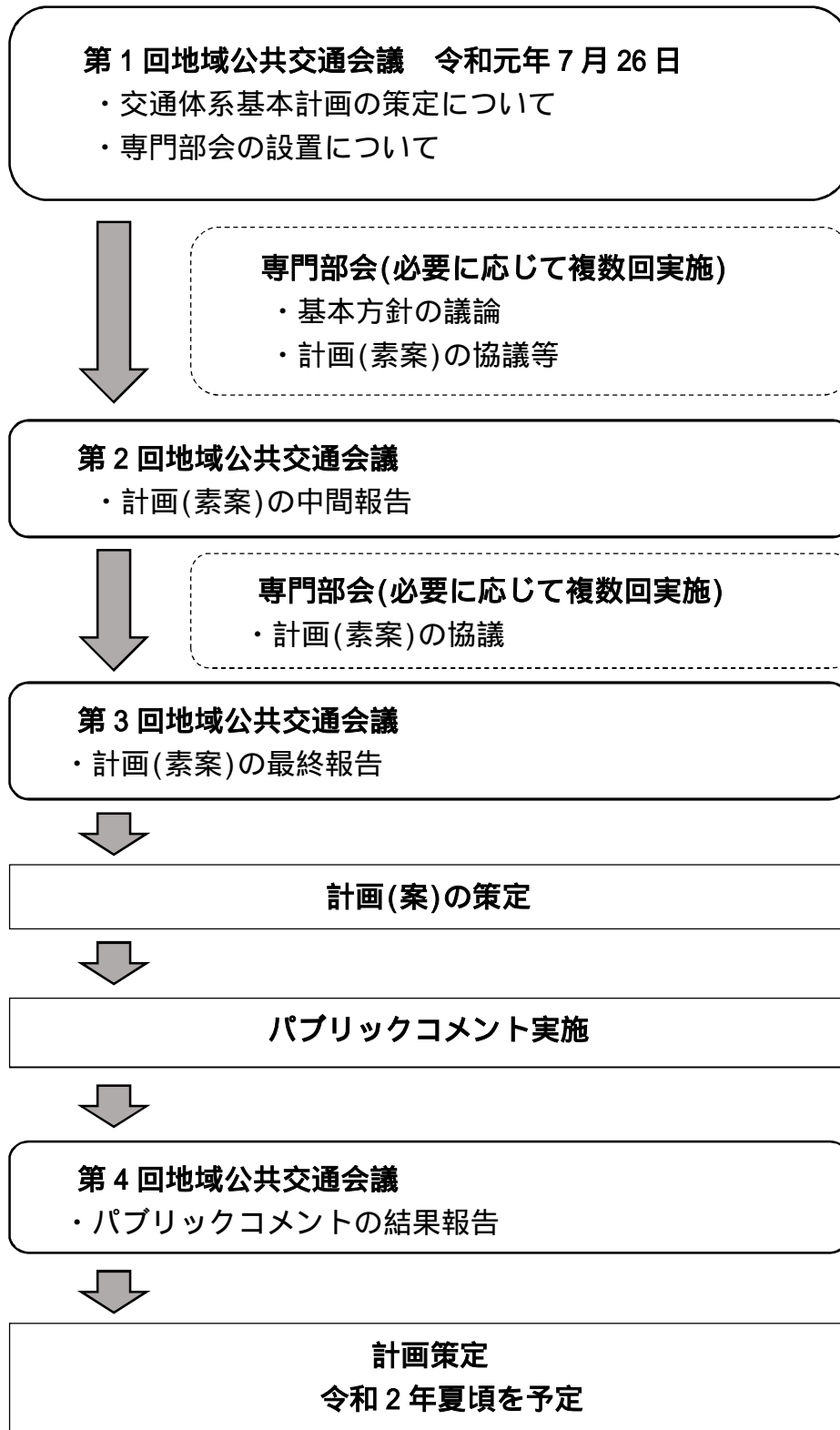
(4) 宇治市公共交通体系基本計画の位置づけ

本市の上位計画である「第5次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、今後の宇治市における持続可能な公共交通のあり方について検討していきます。

また、計画策定後、計画に基づいた施策を検討していくこととします。

【図表1】宇治市公共交通体系基本計画の位置づけ





計画策定後に施策の検討